

1. 件名：日本原子力発電株式会社の敦賀発電所2号炉の地震等に係る新規制  
基準適合性審査に関する面談

2. 日時：令和5年4月28日（金）17時30分～18時25分

3. 場所：原子力規制庁9階耐震会議室

4. 出席者

原子力規制庁：野田企画調査官、海田主任安全審査官、宮脇安全審査専門  
職、原田安全審査専門職、大井安全審査専門職

日本原子力発電株式会社：堀江執行役員 他4名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. 提出資料

<本年4月27日受取済>

・敦賀発電所2号炉 原子炉設置変更許可申請書の一部補正について

時間	自動文字起こし結果
00:00:03	或いは、
00:00:04	最後に、いろんな場合で、
00:00:09	ああ。
00:00:12	じゃ、
00:00:18	はい。はい。はい。
00:00:22	うん。
00:00:23	お疲れ様です。
00:00:24	原子力規制庁、海田です。
00:00:28	ではですね。
00:00:30	敦賀発電所2号炉の
00:00:33	面談を
00:00:35	したいと思います。
00:00:37	今日は事前に、
00:00:39	日本原子力発電から
00:00:41	資料いただいていますので、
00:00:45	これについてまず説明いただいて、それで
00:00:50	見直した。
00:00:53	ちょっとご説明いただく前に、今日のこのメンバーの位置付けだけを位置付けて位置付けを明確にさせておきたいんですけど。
00:01:09	これは、
00:01:19	いいですか。で、
00:01:22	もうご存知の通り、4月18日の規制委員会で、我々は本社に対して指導文書ということで、御社の資料にも、1ページにも抜粋していただいていますけど、
00:01:34	審査資料の誤り、こういったものの経緯を踏まえて、御社に補正していただく範囲ってというのは、
00:01:44	明記してあります。
00:01:47	で、
00:01:50	適合性審査の中立性、効率性、
00:01:55	公正性ですね、の観点から、今日御社からこういった形でご説明は受けますけど、我々、これについて、
00:02:05	あれが足りないとか、
00:02:07	これが足りないとか、そういったことは言うつもりは、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:02:11	ありませんし、
00:02:13	従って、本日のこの面談は、あくまでも、今、御社が考えられていることを、の情報共有をいただくと。
00:02:21	いうことと認識しています。我々が御社に求めているのは、
00:02:26	繰り返しなんですこの4月18日の指導文書に書かれている、この補正ですね、内容、明記されてますけど、これについて、適切なデータに基づいて、基準、
00:02:38	適合を確認できる。
00:02:41	申請書の補正を8月31日までに出してもらおうということです。これ以上でもこれ以下でもありませんので、繰り返しになりますけど、今日は特に我々からこの説明、お話は伺いますけど、これについて、
00:02:58	特に議論をするつもりもないですし、特に、
00:03:02	コメントをするつもりもありません。ただ、
00:03:06	
00:03:07	幾つか、管理官からというか、私が疑問に思ってるというか、事実確認したいことは、管理官とは話をしていますので、そういった点で少し、
00:03:17	指導文書との関係で事実確認をさせていただこうと思っております。我々はそういう認識で今日、面談をさせていただくんですけど、
00:03:29	日本原電の方から何か確認とか意見とかあれば、お願いできますか。
00:03:35	はい。
00:03:36	日本原子力発電の神谷でございます。
00:03:40	最初に今回補正の指導文書をですね、いただくというふうになったことについて、改めてその
00:03:51	とらせてしまうことになります。その点はまず最初にお詫び申し上げたいと思いますけれども、4月11日のCEO会議で、社長が申し上げた通りですね、しっかりとした補正書を作る
00:04:04	て参りたいと思っております。
00:04:06	それで、今、野田さんからお話ありましたことについては、我々もそういうものだということで今日の面談については望んでございます。
00:04:17	資料にですね野瀬から説明させていただきますけども、
00:04:22	4月5日の規制委員会の時に、8月31日という期限を設定したということ。
00:04:32	そこのやりとりがですね、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:04:35	規制庁さんと、委員会であったというところも踏まえて、従って指導文書を踏まえると我々はこういう範囲について、
00:04:44	補正書を作っていくことを考えているということですね。我々の考えは今日
00:04:51	お伝えしてですね、我々としてそういうコミュニケーションを図りながらしっかりと準備を進めていきたいと、いうふうに考えておりますので、趣旨としてはそういう、
00:05:03	一緒だと思う。
00:05:05	ございません。はい。よろしくお願ひしたい。はい。
00:05:08	わかりました。
00:05:10	はい。そうしましたら今日のメンバーの位置付けは、相互で共通の理解が図れたと思いますので、
00:05:18	そしたら御社の方からまずは、事前にいただいております資料についてご説明いただいてもいい。
00:05:27	日本発電の野瀬でございます。
00:05:31	これは
00:05:33	後出し、
00:05:36	それが発電所等の原子炉設置変更許可申請書の一部について、
00:05:42	それ。
00:05:43	4月18日の指導文書、
00:05:46	これは抜粋してございます。
00:05:48	で、その抜粋したした上記指導文書、また4月5日、
00:05:56	この規制委員会での委員会討議。
00:06:00	等を踏まえまして、当社として以下の考えで補正に向けた作業、
00:06:05	進めていくと考えている。
00:06:07	また、
00:06:09	まず1ポツ目、共通事項、これを踏まえてやっていきますということを書いてございまして、
00:06:16	まず一つ目はこれまでの、
00:06:19	審査資料に係る不適合の是正処置を、
00:06:22	確実に実施して、
00:06:24	適切な調査データ等を、申請書の1号線に反映
00:06:29	いたします。
00:06:30	二つ目で、下なその連続性及び活動性に係る論理構成。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:06:35	あと論理構成のどこに調査データ等を用いているのか。
00:06:40	というのを明示するなど丁寧に作成していきます、
00:06:45	共通事項として、
00:06:48	踏まえまして、2 ポツ目で補正の範囲と。
00:06:52	いうことで、
00:06:53	補正対象の検討範囲を今、別紙の 1 で示してございます。3 ページ以降に、
00:07:02	示しておりますが、
00:07:05	3 ページ、こちら
00:07:07	申請書の 7、4、地盤のところの、敷地の地質・地質構造
00:07:16	中の破砕体。
00:07:19	等といったところに、
00:07:21	D 1 破砕帯という所がございまして、そこにずっと、
00:07:26	D 1 のことが書いてございますが、ずっとめくっていただきますと、
00:07:32	12 ページ。
00:07:34	右下は、12 ページ。
00:07:38	がございまして、赤枠で囲った部分、
00:07:42	ここからの K 断層の話が出てきまして、この
00:07:46	中で、K 断層の活動性の話でしたりとか。
00:07:51	連続性の話。
00:07:54	そういったところが記載されている。
00:07:58	で、ここの赤枠で囲った部分が、補正の対象になるかなというふうに考えてございます。
00:08:06	当然ここの今赤枠に記載はしてございませんが、関連した図表についても、当然補正の対象と
00:08:14	考えてございます。
00:08:18	戻っていただきまして、ページの、
00:08:26	で、K 断層の連続性、こちらの申請書と、4 月、4 年、
00:08:33	9 月までの原子力規制検査までに準備してきた審査会合資料、
00:08:39	これに基づいて、申請書の一部補正を実施いたします。
00:08:44	調査データとしましては、K 断層の、
00:08:47	分布ですとか K 断層の南方延長への連続性評価を、
00:08:53	するためのボーリング 10 孔と、
00:08:57	この点は括弧で書いてございますが柱状図の 10 孔ですとか、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:09:02	コアの詳細観察、
00:09:05	観察結果、
00:09:07	あとは断層岩区分の評価、あと性状一覧表、こういったもの。
00:09:14	あ、
00:09:16	言っていただきまして、
00:09:19	括弧2で
00:09:20	K断層の活動性と、
00:09:22	ということで、こちらは申請書と、
00:09:26	平成29年10月20日、審査会合の資料。
00:09:31	こちらに活動性のデータを記載してございますのでこれに基づきまして申請書の一部補正を実施します。
00:09:40	調査データとしましては、D1トレンチ内の基礎分布ですとか、Tephra等の地層の、
00:09:46	年代、
00:09:48	分析データ、こういったものは、
00:09:53	なお書きでちょっと記載してございますが、申請書が一部補正に際しましては、
00:09:58	これまで取り組んでおります鉱物脈法等によるデータ拡充についても、
00:10:04	取り組んでいます。
00:10:10	別紙は先ほど
00:10:14	ご紹介した、
00:10:16	検討範囲を、
00:10:17	そういったものなんですけど、
00:10:19	参考1と参考2ということで、
00:10:22	後ろの21ページと22ページ。
00:10:29	参考として付けてございます。これは何かと言いますと。
00:10:33	参考1が、
00:10:36	2月10日の第1113回の審査会合。
00:10:40	におけるコメント。
00:10:42	これ
00:10:43	面談を
00:10:45	2月、
00:10:50	20日に面談をさせていただきまして、下線部を訂正したものとなっている。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:10:59	22 ページですね、こちらは参考の 2 というところでこちらの 3 月 1 1 日の、
00:11:05	1126 回の審査会合。
00:11:08	こちらのコメントをいただきまして、ラップアップを 3 月 23 日に、
00:11:13	面談をさせていただいて、
00:11:16	その時にいただいたコメント踏まえて下線部を修正して、
00:11:20	コメントを
00:11:22	まとめたもの。
00:11:26	資料については以上となります。
00:11:35	ありがとう。
00:11:37	資料以外で何か補足等、
00:11:40	ございませんか。
00:11:45	わかりました。よろしい。
00:11:49	なお、
00:11:49	一応
00:11:54	県連の神谷ですけれども、少し補足させていただきますと、
00:12:00	最後に、
00:12:01	参考 1、参考 2、
00:12:04	と。
00:12:07	ただ、
00:12:09	これは補正の指導文書をいただく前の 2 月の審査会合と 3 月の審査会合の、
00:12:14	コメントで、我々は、残コメントというか、残ってるものがコメントという。
00:12:24	ちょっと確認をさせていただきたかったのは、今回の申請、補正というですね、
00:12:32	申請書を補正するという指導文書をいただきましたので、
00:12:42	4 月 1 1 日の C E O 会議のときも、委員の方からは、
00:12:46	出された補正書を、
00:12:50	きちんと確認していきたいというような形でもございましたので、
00:12:57	政令を出させていただくということと、この
00:13:02	3 月までのコメントのこの関係といいますかですね。
00:13:06	これまだちょっと補正書を出した後の話とも関連するのでこの、この関係を少し確認を、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:13:13	したいなと思ひまして、この参考の1と参考の2は、
00:13:17	提示させていただきます。
00:13:21	もう1件は、これしっかり、補正書を出すという、これからのタイミングですね。
00:13:28	ということではないかもしれませんが、これまでの経緯としては、次K断層の連続性、
00:13:38	について、
00:13:41	資料提出して審査を
00:13:44	するという。
00:13:45	大きな流れできていてその途中で、
00:13:50	柱状図の問題であるとか、
00:13:52	原子力規制検査であるとか、
00:13:54	昨年10月に審査を再開した後もですね、まずあのデータの確認をしていただくということで、12月、2月3月の審査会合をしていただきました。
00:14:04	その辺の大きな流れ、これは
00:14:08	規制庁さんの方でも、進め方ということで、もちろん
00:14:11	我々が補正を出して、
00:14:13	出した。
00:14:14	あと以降のことなのかもしれませんが、
00:14:16	その辺りのことを少しやりとりさせていただければなど、この
00:14:22	ところがございます。ちょっと資料に書いてないこととしての補足は以上でございます。
00:14:33	規制庁野田です。今日本原電の方から二つ確認事項がありました。
00:14:41	で、
00:14:42	衛藤。
00:14:45	まず、
00:14:46	この参考についでるコメントの扱いなんですけど。
00:14:50	現時点で、
00:14:52	一ついえるのは、当然、
00:14:55	こういったコメントも、
00:14:59	考慮するというか、加味した上で、
00:15:03	補正書を作られると。
00:15:06	我々は認識

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:15:08	しています。
00:15:09	関連するものがあれば、
00:15:13	ていうのが1点と、
00:15:14	あと2点目は、
00:15:18	御社から補正が出た後に、
00:15:21	どういうふうに進めるかは、すみません、まだ考えてないです。従っ て、
00:15:26	私が今いえるのは、
00:15:29	そうですね繰り返しになるんですけど、こういった
00:15:33	別にこの参考1参考。
00:15:37	2だけじゃなくて、
00:15:41	去年の12月ですかね、か。
00:15:44	に、
00:15:45	適合性審査を再開したわけですけど、そこでのコメントも含めて、当然 それは、通常であれば、
00:15:57	審査会合資料でコメント回答として、ご説明を受けるんですけど、今回 はこういうイレギュラーな形になって、
00:16:07	いるんですけど、補正に当然、
00:16:12	反映する、こういったコメントについて、
00:16:15	補正申請書との関係で反映すべき、考慮すべきことがあれば、それは、
00:16:21	当然、
00:16:23	補正書に、
00:16:24	反映されているもの。
00:16:26	反映されたものが、8月31日に出てくるものと、
00:16:31	私は、
00:16:33	理解しています。
00:16:40	よろしいですか。
00:16:41	原電の神谷です。
00:16:43	はい。
00:16:43	もちろん
00:16:45	データの不適合ございました。それは他の箇所を含めて、きちんと万全 を期してデータを確認してとかですね。そういうところは、補正書にお いてもその通りだと。
00:16:58	思います。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:16:59	例えば
00:17:01	12月以降そのデータの変更箇所に関しては、
00:17:05	第833回の、令和2年の審査会合のときからどう変わったかというよう な形での、
00:17:13	変更箇所の説明ということ、させていただいてそのところのコメン トがですね、引き続き残っているわけなんですけども、
00:17:23	一方、補正書というのは2015年、もう11月に出した補正書を、ごめん なさい、申請書の補正書の作り方の
00:17:34	スキルってのはそれぞれあるんですけども、申請書から変わったところ みたいなもちろん、ここを別紙の何々こう差し替えますみたいな、
00:17:44	ところはあるんですけども、そこが少し
00:17:48	補正書を作る中身と、
00:17:51	第833回との比較というて作ったの御説明を継続していたところがです ね。
00:17:58	ええ。
00:18:00	ちょっと違う、違いますので、
00:18:02	そこをどう整理すればいいかな。
00:18:05	というのがちょっと悩んでいるところで、
00:18:08	です。
00:18:10	補正書はあくまで補正申請したときからデータが変わるべきところが変 わるっていう形できちんと出すんですけども、
00:18:17	昨年12月の審査会合は、
00:18:20	申請からその途中のココのデータ集で変わってるところっていう形で、 変更前のところを説明するような形で来ていましたので、
00:18:31	多分、補正書はあくまでここ、このところこう直しますっていう形に なるので、そこがちょっと、
00:18:38	対象が違ってしまっていますので、その取り扱いを、
00:18:45	コメント回答という形で、
00:18:49	どう扱うかっていうところはちょっと、
00:18:52	悩んでいると。
00:18:53	いうところで、
00:18:55	コメントリストをつけたという趣旨があります。
00:18:59	補正書に反映すべきところは反映するのはそれはその通りではですけ ど、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:19:08	規制庁、野田ですけど。
00:19:10	これは補正書。
00:19:13	今、補正書の新旧のことを言われてんじゃないかなと思うんですけど、発電所の新規申請、はい。補正書はあくまでも補正書ですので、そこに令和2年の
00:19:26	833回の
00:19:27	断面は、
00:19:28	入ってこないですよ。
00:19:30	だからそれはいえ、補正書はあくまでも2015年を起点に、今回出した。
00:19:36	出す8月31日に来るもの。
00:19:41	との関係です。
00:19:42	もし何かわかんないですけどし、
00:19:45	過去のやつ見ると新旧なんかついてるものもあると思うんですけど、それは当然ベースは2015年で、新は8月31日に出てくるもの。
00:19:56	こういう整理になります。申請書の断面で言うと、
00:20:01	私はよくわかんないのは、御社は
00:20:05	申請書ではそういう整理がなされると思うんですけど、審査資料とかは別途作られるのか、それは、初めに、
00:20:13	神谷さんからお話があった例えばコメント回答の残りっていう、
00:20:17	ことも、
00:20:18	ありますし、もしくは、
00:20:21	もしくはというか、加えてか、
00:20:26	これは別に御社だけじゃなくて、今までの適合性審査はそうでしたけど、
00:20:33	基本的には、
00:20:35	基準適合性を確認できるものはすべて申請書の中に入れてもらう形になるんですけど、当然、
00:20:44	それを補足する形で審査資料というものを作って、今まで審査会合で議論してきたわけなんで、むしろ私からは、御社はそういう審査資料、それは二つの意味があってコメント回答という要素もありますし、
00:21:00	その申請書を

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:21:02	少し補足するという位置付けのものであったり、それはちょっと内容によって変わってくると思うんですけど、そういう審査資料を作られるっていうことは今御社が考えられるですか。
00:21:15	原電の神谷です。
00:21:17	はい。もちろん補正書を作るのと並行して、補正書を出した後に、
00:21:24	おそらく
00:21:27	ヒアリングの申し込みをすると。
00:21:29	いうところ、時には、
00:21:31	その次の審査会合資料の、
00:21:34	我々の審査会合資料という形で、出すことを並行して準備しようと思っ てます。それは、補正書、
00:21:43	に盛り込んだK断層の連続性評価っていうことの説明資料一式と、それ に関わるデータセットみたいな
00:21:53	これを並行して、
00:21:56	準備しようと思っ てます。
00:21:59	これらは、いわば補正書に書いてあることを、そのまま審査資料の形 に、わかりやすい形にですね、
00:22:07	若干の仕立て直しはありますが、基本的には補正書に書いてある中 身を、審査資料の形に落とし込んだ形で、
00:22:17	なろうかと思っ てます。
00:22:21	で、そのほかにですね、つまり過去に残ってる。
00:22:25	コメントのコメント回答。
00:22:28	ということですね。
00:22:30	そこについては今の野田さんのお話を伺っているとそれは審査会合という ことでのこれまでの経緯ということは当然連続していくので、
00:22:41	そこについては、補正書を出した、フルセットの審査会合資料プラス残 ってた、
00:22:49	審査会合での3月までのコメントについては、当然それは継続して連続 していくっていう観点からそれは合わせて、
00:23:00	補正書に入らないものについても、例えば、
00:23:03	是正措置がどうだったかとか、みたいな話な補正書の中には書き込まな い。
00:23:07	話には、
00:23:09	なるんですけども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:23:10	データは出てくるんですけど、どういうふうなその是正措置原因分析で、どういう是正措置をしましたかっていうこと自体は、補正書の中には入ってこないというふうに考えていて、
00:23:22	それがコメントとして残ってますので、だからそれはそれとして説明していくと。
00:23:28	いうふうな、
00:23:30	ことなのかなというふうに野田さんの話を聞いたそういうふうにちょっと受けとめたんですけれども。
00:23:38	うん。
00:23:38	規制庁の野田ですけど、基本的には、フルパッケージっていう観点でいうと、そうなると思います。ただ、
00:23:49	多分議論の優先順位とかが出てくると思うんですよね。
00:23:53	従って、
00:23:57	例えば、御社がそのコメント回答1から10まで出てきたときに、いきなりその1から10まで全部やるのか、もしくは、やっぱり、
00:24:06	これは指導文書にも書かれてますけど、K断層の活動性だったり、連続性、こういったところを優先的にやるとか、そういう選択肢も、
00:24:17	あると思う。
00:24:18	ただそれは今、
00:24:20	御社から補正が出てきていない。
00:24:24	いない状況で、確定的なことは言えないんですけど、ただ可能性としてはそういうこともあるんじゃないかと。
00:24:38	原電の神谷です。はい、ありがとうございました。
00:24:44	指導文書をいただいたこのタイミングでですね、そこを確認したいというところがちょっと
00:24:52	我々サイドに立ち過ぎてるところかもしれませんので、
00:24:56	最後に、また
00:24:59	補正書の進捗の見通しとかそういうことも踏まえつつ、適宜面談をさせていただきたいなど、
00:25:06	思っております、我々の中の作業としては、並行してですね、
00:25:13	これまでいただいていたK断層の連続性みたいな、技術的な観点のコメントってのは、まさにいわゆる本編資料とかそういうところに埋め込みながら準備をもちろんしたいと思いますし、当然必要なものは補正書の本文の方も

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:25:26	ここに、その実効性を入れて書きたいというようなことは考えて、
00:25:30	ですので、我々としては並行してですね、補正書の作成と、
00:25:35	これがもう、最も優先すべき。
00:25:37	きっちりやらなきゃいけない。それと並行して、これまで残ってるコメントを、についても、補正書を出した後に、審査資料の案として
00:25:50	ということで一式出すと。
00:25:52	ですからはですね。
00:25:55	今日の時点では、
00:26:03	考えにしたいと。
00:26:07	規制庁の大庭ですけど、ありがとうございました。
00:26:11	今の確認、事実確認の中で、御社としては、指導文書に基づいて、当然、申請書の補正をされるんですけどそれに加えて、
00:26:24	これまでと同様に、審査資料も作られるという、
00:26:30	ことが確認できたんですけど、そんな時にちょっと1点留意していただきたいのは、これは4月5日の規制委員会で、
00:26:43	部長、うん。
00:26:45	部長の大島が発言をしておったんですけど、
00:26:51	申請書、補正申請書、我々、
00:26:55	審査するにあたって、
00:26:58	基準適合性、
00:27:00	これは基本的には申請書で、
00:27:04	そういったことが確認できるような、
00:27:07	内容に、
00:27:11	してもらえればと、してもらえればというか、してくださいと。
00:27:15	いうことだけは、お伝えしておきます。これは別に私が伝えるってよりも、もう御社も当然委員会見られてると思いますんで、
00:27:28	お気づきの点で、気づかれてると思いますし、今後、作業されてると思うんですけどそういったことを、に留意しながらやられてると思うんですけど、
00:27:39	すいません。念のためお伝えしておきます。
00:27:42	はい。原電。
00:27:44	神谷。はい。
00:27:47	今言ったが、一旦、ご指摘については野瀬から説明したうちの1ポツの、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:27:53	二つ目のポツのところで、
00:27:57	文章なり、
00:27:58	そこにどういって一たを使ってるかっていうの紐づけがですね。
00:28:03	明確に、
00:28:05	明示する。
00:28:06	そういうところで、
00:28:07	取り組んできた。
00:28:17	海田ですけど、さっきの参考 1、
00:28:25	参考 1 と 2 っていうの、
00:28:29	確認なんですけど、
00:28:31	争ってあれですよ。
00:28:33	結局補正して、
00:28:36	一新されると一新されるから、
00:28:41	審査資料としては前がある。
00:28:43	中身として、そこで 1 回一新されたので、
00:28:47	ここ
00:28:49	途中段階の審査終了かどうか、変わったかっていう。
00:28:52	回答するのはどうなるかっていうことだと思んですけど、
00:28:57	そういう意味でいくとこの、
00:28:59	直近のこのされています。
00:29:02	2 回だけじゃなくて、
00:29:04	数年前にやってた。
00:29:08	どっちかというともう少し中身に踏み込んだような技術的なコメントも あったと思んですけど。
00:29:13	それでまだ、
00:29:15	そういうのもあると思んですけどそれは、どんな形で、今考えていま すか。
00:29:24	回答者それとも何かほとんど新しく出てくる。
00:29:28	審査資料が作られてる中で、
00:29:32	見込みという形は別にこれどうこう、ちょっと今考え方どうなのかって いうのをちょっと確認してもらいたいんですけど。
00:29:40	どうぞ。当時のコメントって、今どういうふうに、
00:29:48	原電の神谷ですけれども、
00:29:51	K 断層に、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:29:52	K断層以外のものも、もちろん残ってるものがあるんですけども、
00:29:59	次によって受け手はK断層に関わるコメントということになろうと思います。
00:30:05	そこのコメント等は残ってるが残っているということで我々としては思ってますし、いわゆる本編資料の中にですね、K断層に関わるコメントっていうのをリストとして入れてですね、
00:30:18	それに対して、1件一応的な回答になるところもあれば、そのコメントに対して、その後ろについてるストーリーの中でそれも含めて、
00:30:30	説明をするというところ、いずれにせよ、それは取り扱っていく審査資料としてですね。
00:30:39	そういう形で原子炉規制検査の時もそこまで一応準備はしてましたので、それを引き継いで、補正書にも反映するなり、審査資料として、
00:30:51	ブラッシュアップすべきところはブラッシュアップ。
00:30:54	いう考えがおります。
00:30:57	あのととき作られた審査資料案っていうのはもう、それがちょっとこう反映されているような、
00:31:03	もんだっていう
00:31:04	少なくともK断層の連続性ということで意識作っておりませんので、この部分については、反映したものを作っております。
00:31:14	それで、いずれその辺りのお話は、
00:31:19	聞けるかもしれない。わかりました。
00:31:23	あと今、K断層の連続性っていうワードが出たんで、
00:31:28	今日の資料で確認させていただきたいんですけど、
00:31:34	今1ページ目、2ポツの補正の範囲っていうことで、括弧1でK断層の連続性、あと次のページで(2)ということでK断層の活動性。
00:31:44	というこういう立て付けに今、
00:31:48	この資料上はこういう立て付けになっています。他方で、
00:31:53	我々がその指導文書で書いた、
00:31:56	もの、
00:31:58	は、
00:31:59	この1ページ目の、
00:32:02	半分の上のところ、1ポツにあります通り、
00:32:07	敷地内のD1トレンチ内に認められるK断層の活動性及び原子炉建屋直下を通過する破碎帯との連続性って、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:32:19	書いてるんですよ。
00:32:21	で、
00:32:22	K断層の活動性というところは
00:32:26	我々の指導文書とまあまあほぼほぼ同じような趣旨ではここに書かれて んですけど、
00:32:34	この連続性の方は、
00:32:36	このK断層の連続性っていう、
00:32:40	御社が1ページ目の、1ページ目の2ポツの(1)に書かれてる、ここの 中には、我々が指導文書に書いている、
00:32:50	K断層の原子炉建屋直下を通過する破砕帯との連続性、
00:32:58	これも含まれているのか、含まれていないのか、少なくともこの資料上 では明確になっていなくて、と私は思っていて、
00:33:08	管理官からも、それは、
00:33:11	これじゃわかんない、ちゃんと確認してこい。
00:33:15	て言われているんですけど、ちょっとまずその点を確認させてもらって いいですか。はい。
00:33:21	含んでいるのか、含んでないのか、もうこれは、
00:33:25	すいません。
00:33:26	イエスカノーで答えてもらっていいですか。
00:33:29	原電の神谷ですけども、イエスカノーかということがイエスになりま す。
00:33:36	その後そのまま今日の面談資料の2ポツの(1)でそのまま使っていな かった。
00:33:46	ですけれども、
00:33:48	一つ
00:33:51	これまでの経緯で、或いは原子炉規制検査に向けてK断層の連続性って いう塊で我々準備をしていたので、我々の中の整理としてK断層の連続 性とK断層の活動性を、ちょっと(1)(2)と分けたという
00:34:05	経緯があります。
00:34:06	それで今日の面談資料で言いますと、下から、
00:34:10	4行目の調査データっていうところで、
00:34:15	K断層の分布とということがまさにK断層そのものがどこからどこに 連続しているかということ、とですね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:34:24	その K 断層の南方延長への連続性を評価するためのボーリング 10 孔等 ってというのが、これからの原子炉建屋やの直下に至るところの K 断層が 連続するか否か、
00:34:39	原子炉建屋直下を通過する破砕体との連続性に関する部分がここに該 当すると考えておりますので、そういう意味では指導文章、
00:34:50	への対応ということでは Y e s です。
00:34:55	規制庁野田です。
00:34:58	神谷さんご説明ありがとうございました。私も、
00:35:02	一応今日面談にあたって、
00:35:06	これまでの審査会合資料、
00:35:10	特にこの K 断層の活動性とか連続性のところは、一通り見てきてです ね、おそらく御社は、そういった、
00:35:20	過去の資料との整合性なんかも考えられて、この K 断層の連続性とい う、ここはタイトルにしていますし、あと、その中には当然、
00:35:33	K 断層の、
00:35:34	この分布、
00:35:37	あとは、
00:35:42	もう 1 個何でした。
00:35:44	連続性、活動、
00:35:47	違う。
00:35:50	はい。
00:36:01	そうですね、K 断層の南方の破砕部の性状。一応こういったことから、
00:36:07	K 断層の連続性評価をするという、
00:36:10	これが、例えばこれ、
00:36:13	令和 3 年 7 月 16 日これは資料提出ですけど、こういった資料にち ゃんと書かれているので、私自身は、当然、
00:36:24	含まれているんだろうというのは、過去の資料から、
00:36:28	確認できたんですけど、他方で、
00:36:31	すみません、ここはちょっと、
00:36:38	非常に、
00:36:43	役人的なことで申し訳ないんですけど。
00:36:47	普通はこういう文書が出たときに、
00:36:51	違う
00:36:56	単語に置き換えるとかですね。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:37:00	100 歩譲って置き換えたとしても、
00:37:03	我々が出した指導文章のことが含まれてますっていうことは書いてもらわないと、これは、
00:37:10	今、事実確認してですね、そういうことが含まれているっていうことが確認できたんで、よかったですけど、これ、一步間違えると、
00:37:20	私は大変なことだと思うんですよ。
00:37:22	ただ、
00:37:24	ちょっとそういうところは、
00:37:27	これ私だけじゃなくて、
00:37:29	この紙を見た管理官は真っ先にそれを言ってるんですよ。私も同感ですよって、
00:37:37	確認してきますと言って今日この面談臨んでるんですけど、ちょっとそういうところの、何ですかね、
00:37:46	本当形式的なことなんですけど、私は、
00:37:49	本当、
00:37:51	うん。
00:37:52	一步間違えると事故に繋がることだと思っているんで、その点はちょっと留意していただきたいのと、きをつけていただきたいのと、
00:38:01	あと、
00:38:02	そういったこともあるんで、ちょっとこの面談資料は、
00:38:08	修正は私は必要じゃないかと思います。
00:38:12	その点いかがですか。はい。
00:38:14	原電の神谷です。
00:38:17	ご指摘、
00:38:18	理解をしました。指導文書の抜粋の 1 ポツに書いてあることですね。
00:38:29	下の方の 2 ポツの補正の範囲っていうのは、我々の理解、我々の言葉で書いてしまっておりますので、
00:38:37	少なくともそことの紐づけとかですね。
00:38:39	言葉の置き換えも含めてそことの関係が、
00:38:42	不明瞭であるというふうに理解をしましたので、
00:38:50	指導文書の 1 ポツの関係が、2 ポツの (1) それ (2) においてですね、関係がはっきり
00:38:57	明確にわかるような形でですね、修正したい。
00:39:01	と思います。私、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:39:03	修正したものを別途提出するという
00:39:07	こと。
00:39:08	にさせていただければと思います。はい。ぜひお願いします。これ、
00:39:20	文書で出してるんで、そんなことはないだろうなどは思っているもの、いざ、この(1)でK断層の連続性と書かれるとですね、それは我々ちょっと大丈夫かと。
00:39:32	いう。
00:39:33	私もそうですし、管理官もそういう受けとめでしたし、多分、部長は、同じじゃないかなと思いますんで、ちょっとそこは、今日、面談で確認はできたんですけど、やっぱり残す文書、
00:39:47	面談資料として残すんですけど、
00:39:51	そこはちょっと訂正したもの、訂正したものってのは、一応その面談で確認して、その結果として、ちゃんと文書で残しておく必要が、
00:40:01	あると思いますんで、ちょっとそこは、対応お願いできればと。はい、原電の神谷です。承知いたします。
00:40:16	私もちょっと、これ事実関係の確認なんですけれども、
00:40:22	よろしいですか。
00:40:27	ちょっと今そのK断層の連続性という中の、下のところを見ていったところで、調査データのところで、
00:40:37	K断層の分布とK断層南方延長への連続性を評価するためのボーリング結果10孔ということで下に
00:40:47	一例とか書いてあるんですけど、
00:40:51	K断層の分布っていうのは、これはどこにかかっているのかっていうのを確認したかったんですけど、K断層の分布、
00:41:02	ちょっとそれを評価するための、
00:41:05	ボーリング10孔と、
00:41:08	その前にかかるのか、調査データとしてK断層の分布等にかかるのか、ちょっとこう、この辺の、
00:41:19	読み方がわからなかった。
00:41:22	すごい、これ。
00:41:24	ボーリングにかかっているのか、調査データっていうか、
00:41:28	ないんですが、
00:41:31	原電の神谷ですけども、はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:41:34	ちょっとそこも含めて、修正をさせていただきたいと思いますけども。 はい。
00:41:40	そうですねこのままでと等の中から、
00:41:45	であるという、言わざるを得ないですね。直したいと思います。K断層 の分布、
00:41:51	についてのデータっていうのは、D1トレンチのニアトレースそのもの の露頭等の等から得ているデータであるとか、D1トレンチ近傍で、
00:42:04	ボーリングをですね、している。
00:42:08	データですね、12月の審査会合の中で少しこの図面で1枚入れてると思 うんですけど、あれの、
00:42:15	ことなので、
00:42:18	すいません、ちょっとそこは、
00:42:20	不十分な。
00:42:23	何とかの調査データと、また、そこの確に伝わるような表現。
00:42:31	そこもお願いします。
00:42:34	それとあとまた細かい話なんですけどその下の括弧書きで、幾つか書い てあるんですが、
00:42:41	これは
00:42:43	補正前の申請書にも、これ全部入ってるものなんですか。
00:42:49	それを更新する。
00:42:51	何かこう、
00:42:54	もともとはなかったものの、
00:42:56	ここに入ってるのか。
00:42:58	ボーリングはもう入ってるのかなと思うんですけど。
00:43:02	他のやつは。
00:43:06	どうなるんですか。
00:43:07	追加になるんですけれども、
00:43:11	この物件の神谷ですけども、
00:43:13	ボリューム的に言うと追加になるものか。はい。
00:43:19	多いです。
00:43:23	柱状図は10孔、この10孔分は申請書に入ってますけど、これはそのま ま
00:43:29	差し替えるというか、はい。衛藤。
00:43:33	2月までのコメントを含めて、断層名観察を入れた柱状図に、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:43:40	差し替えます。
00:43:41	この詳細観察とかですね、この辺は、
00:43:46	データセットとしては申請書に入ってませんので、一色
00:43:51	追加する。
00:43:52	データセットと。そうするとこれは項目自体のもともとはなくて、
00:43:59	これ自体が追加になる、言葉としては申請書では読めないと思います。
00:44:08	あと他のやつもあるんですかね、薄片観察結果についてもですね、大部分は、
00:44:18	追加に、
00:44:20	なるとは思いますけど、それは断層岩区分の総合評価というのものも、
00:44:24	原子力規制検査を踏まえて、こういう形で、
00:44:27	つぶされることにします。これ
00:44:31	追加に、
00:44:33	なります。
00:44:35	わかりました。うちの方は、
00:44:37	性状一覧表のですね、申請書ではですね、
00:44:43	この主要な破砕帯、
00:44:46	に応じて作ってますのは、例えばBはB。
00:44:51	エコ、今回はK断層の南方延長ということなので、今考えてる
00:44:57	ボーリング10孔の、B-1の1孔、
00:45:03	B-1孔とかっていう、そういう塊の成長一覧表。
00:45:08	を用意してますので、
00:45:10	そういう意味じゃ
00:45:13	追加になる。
00:45:14	ボーリングの孔ごとに整理し直して、追加となる。
00:45:21	わかりました。
00:45:24	じゃあ、ちょっとイメージを確認しただけです。
00:45:27	わかりました。
00:45:39	頭紙の方で、確認はありますか。
00:45:45	規制庁の宮脇です。
00:45:50	先ほど、K断層の分布っていう
00:45:54	のは、
00:45:55	トレンチの情報とか、
00:45:58	周辺の何かボーリングをやったデータ、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:46:04	データが対象になるという話ですよ。
00:46:07	それはここに書いてある、K断層連続性の10孔以外、
00:46:13	のボーリングとかトレンチのデータが追加になるということで、
00:46:21	そうですね、K断層の一部
00:46:25	K断層そのものを捕まえに行っている、
00:46:27	ボーリングですね。
00:46:30	そういうデータになるんだよね。
00:46:32	D1トレンチの法面の観察結果みたいなものを申請書に、
00:46:37	去年入ってますので、
00:46:38	それらのデータをチェックして、その性状変わるか変わらないかと確認して、
00:46:44	やると、あとボーリングについては、と、
00:46:49	性状一覧表なり、或いは、ここで書いてあるコアの詳細観察結果とか薄片観察結果とかですね、性状一覧表の中に、
00:46:58	この位置でK断層をつかまえているというような情報としてですね。
00:47:03	K断層、そのもの情報は、
00:47:06	入れていくということを考えてます。この10孔以外のボーリングの柱状図、
00:47:13	については追加にはならない。
00:47:16	それ、柱状図のデータ。
00:47:19	柱状図から、
00:47:21	読み取った
00:47:23	断層の破砕体の性状、
00:47:25	を追加すると。
00:47:27	その元となる柱状図のデータとかは、
00:47:33	もう追加になる。
00:47:35	今用意してるところではそこまでを、
00:47:41	要するに、元となるというかすべてをですね、補正書或いは審査資料で入れているという考え方にはしてございません。
00:47:54	いずれにしても、
00:47:57	ここで、今ものがない中で細かい話をしてても仕方がなくて、あくまでも我々がお願いしたいのは、適切なデータに基づいて、
00:48:07	基準適合を確認できる。
00:48:10	申請書、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:48:12	の一部補正を、
00:48:13	8月31日までに、
00:48:16	出してもらうっていう、
00:48:17	こと。
00:48:18	につきますので。
00:48:20	その対応をお願いしたいと。
00:48:23	あとは、
00:48:24	さっきの海田からのこの1ページ目の下の調査データ、ここの記載。
00:48:30	うん。私も
00:48:33	同感で、
00:48:36	なかなか、
00:48:37	難解ですよ。
00:48:40	で、これは一応、今後に向けて、お伝えしておこうと思うんですけど、冒頭に神谷さん。
00:48:47	コミュニケーションってことを言われてですね。
00:48:52	こんなの、すみません
00:48:55	私が言うのも非常に、
00:48:58	僭越なんですけど、コミュニケーションって、
00:49:01	その伝えたいことが相手に伝わって、コミュニケーションって成立するものだと思っていて、それは、言語でもそうですし、
00:49:12	この書面でもそうだと思うんですよ。
00:49:14	で、
00:49:16	私がさっき、
00:49:18	2ポツ(1)のK断層の連続性のここに、
00:49:21	我々が指導文書で書いてたことは含まれるんですかっていう話もそうですし、ここの、さっき海田から確認した調査データのところもそうなんですけど、
00:49:33	御社はそう書いてるかもしれないんで、そう書いてるといふか例えば、
00:49:39	K断層の連続性のところは、指導文書のことも含んで書かれてるのかもしれないんですけど、少なくともこの文章上じゃ読めないですし、調査データのところは、
00:49:50	すみません、私はこれは、
00:49:56	何がどこにかかっているのか全然わかりませんよ。
00:50:01	従って、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:50:02	多分コミュニケーションが成立してないと私は思うんですよね。それは、
00:50:08	今日はこれぐらいでいいですけど、
00:50:11	本当。
00:50:12	8月31日に、
00:50:14	補正申請書が出てきて、
00:50:17	その申請書の中身もそうですし、多分、
00:50:22	そのあと、審査会合で議論していくときもそうだと思うんですけど、
00:50:29	ちょっとそこはぜひ、
00:50:34	しっかり、
00:50:35	コミュニケーションもそうですし、
00:50:38	議論はできる。
00:50:40	ものを、
00:50:42	準備、
00:50:43	して、
00:50:44	いただけ
00:50:45	ればと思うんですけど。
00:50:47	その点はいかがですか。はい、原電の神谷です。
00:50:51	申し訳ございません。もう、まだな。長年、
00:50:56	にわたってその辺については指摘を受けてきているものだと思っ て、まだその辺が、
00:51:05	実際の形になって、
00:51:08	現れていないところは、
00:51:10	ちょっと今日の連絡で改めてですね、
00:51:16	反省をしたところで、
00:51:18	はい。
00:51:19	説明すればわかるということではなくてですね。
00:51:22	まず、文章においてそれが、誰が見てもわかるような形で表現できるよ うに、
00:51:30	ということ、
00:51:31	しっかり取り込んで、
00:51:36	いきたいと思うんですけど。ありがとうございます。もう多分お互いに、 これは御社だけ例えば審査会合で、我々の指摘もそんなのかもしれない すけど、もう多分言葉遊びとか、そんなのしても、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:51:49	しょうがない、もう、
00:51:53	領域というか、ところに来てると言うんですよね。多分そんな小手先のことで、何かその場を市の方とか、多分もうそういう事案じゃないと思うんですよね。
00:52:03	いただけば、これももちろん、我々も、
00:52:09	気をつけなきゃいけないことだと。
00:52:11	思ってますので、ぜひ、お互いにそういうところは、書面でもそうですし、
00:52:19	会話の中でも少し気をつけて、コミュニケーションできればと思います。
00:52:26	原電神谷です。承知いたしました。
00:52:37	と、他何か。
00:52:39	今日、
00:52:40	規制庁の方から、
00:52:50	確認することはありますか。
00:52:51	この後ろの方もいいですね。申請書のコピーですけど
00:53:08	相田ですけど、私と赤枠がついたところは、
00:53:15	一方、D1トレンチの
00:53:18	その部分の、赤枠の
00:53:21	これに関連する図面も、
00:53:24	変わるっていう話も
00:53:27	ありました。
00:53:30	大体文章で変わるっていうところは、このぐらいのところをイメージされていて、
00:53:35	そっからどっか別のところに、
00:53:37	波及するとかっていうそういうのは、
00:53:40	なくて、
00:53:42	この範囲で、その辺は分からないということ。
00:53:46	それも現状はやっていないというその辺はちょっと細かく変え点検しながらやって、
00:53:54	わかりました。じゃあ、これ今、今の現段階で、こう考えられているということがわかります。
00:54:06	他よろしいでしょうか、
00:54:09	じゃあ、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:54:11	日本原電の方から何か、
00:54:14	今日の話。
00:54:16	どうして。
00:54:17	まだ、
00:54:18	等あります。
00:54:23	原電神谷ですけど、会社からはございません。
00:54:32	はい。
00:54:35	それでは、
00:54:36	今日、
00:54:37	の面談を終了したいと思います。
00:54:40	ありがとうございました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。